

各学校法人理事長様
各私立高・中等教育学校長様
(全日制の課程)

大阪府教育庁私学課長

高等学校等就学支援金の交付に係る事務処理日程等について（通知）

標記支援金の当面の事務処理について、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

記

1 変更交付決定（予定：3月21日）までの事務の流れについて

※平成28年度事業における最終の変更交付申請の機会となります。

※各申請の締切日等については、「(別添) 2月以降のスケジュール」をあわせてご確認ください。

■ 3月15日（水）までに府への申請が必要なもの

- ・操作マニュアル P59～P62 の手続きにより変更交付申請を行ってください。
- ・システム処理の終了後、システム担当あて電子メールでその旨を連絡してください。

※システム担当者メールアドレス**【学校コード】 【担当者】**

0001～0033	山田 YamadaYuka5@pbox.pref.osaka.jp
0034～0064	加藤 KatoR@pbox.pref.osaka.jp
0065～2001	山本 YamamotoHit@pbox.pref.osaka.jp

【府への提出書類】

○変更交付申請書（要綱様式2、様式2（別添）（新制度用・旧制度用各1枚））

- ・要綱様式2について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
- ・様式2（別添）について、「錯誤訂正ほか上記に該当しないもの」の欄に記入した場合は、その明細を記したものを合わせて提出ください。また、年度途中でのランク変更を行った場合等は、変更交付申請額内訳が正しく計算されないことがあります。

この場合は、別紙1「就学支援金変更交付申請に係る様式作成について」に記載しているとおり、手入力で修正してください。

○変更交付申請書月別内訳

- ・紙媒体は不要です。電子データを次のとおり電子メールにて送信してください。

メールのあて先：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

メールの件名：**【〇〇高等学校 就学支援金変更交付申請書月別内訳】**

- ・月別の受給資格者数（「一律分」の欄）については、次の（1）から（4）の合計人数を記入してください。

- （1）当該月の就学支援金を支給している者
- （2）当該月の就学支援金の支給を停止している者
- （3）当該月の就学支援金の支払を差止めている者

(4) 受給資格者のうち、授業料が全額免除されることなどにより就学支援金が0円となる者
※平成28年5月1日の受給資格者数が、前回提出(11月変更交付申請時)時点と異なる場合については、下記担当あて連絡してください。

【申請及び提出期限】

- システム(メールによる処理終了連絡を含む) 3月14日(火) 17時
- 紙媒体到達 3月15日(水) 必着

■3月21日(火)に学校へ変更交付決定通知予定

- ・変更交付申請書の審査後、変更交付決定の通知

変更交付決定の通知を受領後、各学校においてシステムで「変更交付決定通知確認」(操作マニュアル P63~P65 参照)を実行し、「変更支給決定(支給予定)通知書(旧制度:様式38、新制度:様式54)」を当該生徒に交付してください。

■平成29年3月下旬に各学校へ第5期分の交付予定(未払い額がある場合のみ)

- ・請求金額、様式等については、今回の変更交付決定額を踏まえ、改めてお知らせします。

2 実績報告(システム入力締め切り:4月3日(月)17時まで)の手続きについて

■授業料支援システムによる実績報告

- ・就学支援金の実績報告を行っていただくため、システムで実績報告処理を行ってください。(操作マニュアル P78~81 参照)

【府への提出書類】

- 実績報告書(要綱様式4)及び実績報告額内訳

- ・要綱様式4について、複数校を設置する学校法人においては、各学校分を合算してください。
- ・押印後、紙媒体で大阪府に提出してください。

- 実績報告額内訳

- ・実績報告額内訳と実績額が合致していることを確認してください。
- ・実績報告額内訳は紙媒体とあわせて電子データを次のとおり電子メールで送信してください。

メールのあて先: shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

メールの件名:【○○高等学校 就学支援金実績報告額内訳】

【留意事項】

- 実績報告書(紙媒体)の日付は、必ず平成29年4月3日としてください。

- 実績報告額内訳に含める人数については、変更交付申請書月別内訳と同じです。各月における認定者数及び年度内における受給権者数(実人数)について、誤りが無いか十分に確認してください。手入力による修正が必要な場合は、適宜修正してください。

- 実績の確定に伴い、既受領額が実績額を超過している場合は、その超過額を返還していただくこととなります。

【申請及び提出期限】

- システム 4月3日(月) 17時
- 紙媒体到達 4月4日(火) 必着

■ 4月10日（月）に学校へ額の確定通知予定

- ・実績報告書の審査後、額の確定の通知をします。

確定の通知を受領後、各学校においてシステムで「支給実績確定通知確認」（操作マニュアル P82～84 参照）をしてください。

3 支給資格認定等にかかる随時処理について

■年度末までの随時処理日程

【申請及び提出期限】

- 2月・・・2日（木）、21日（火）
- 3月・・・1日（水）、8日（水）

【留意事項】

- 3月8日（水）が今年度の最後の随時処理の予定です。支給資格の異動が生じる生徒については、必ず3月8日（水）までに処理を終えてください。3月8日（水）以降に支給資格の異動が発生し、今年度の実績額に影響が出る場合には、判明した時点で、直ちに府担当者あて電話にて連絡してください。（3月末の転退学等による消滅は連絡不要です。）

■認定・消滅・停止・再開等の案件が生じる都度、府への提出が必要な書類

【府への提出書類】

- 認定・消滅申請時の紙媒体の送付は不要。システムにより申請してください。
 - ・システム処理の終了後、システム担当あて電子メールでその旨を連絡してください。
- 支給停止及び支給再開は、下記①、②により処理してください。

①支給停止申出書（旧制度：様式18（旧省令様式第3号）、新制度：様式20（省令様式第2号））

- ・生徒が休学し、支給停止の申出があった場合（※）に、申出書の原本を府へ提出してください。
- ・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
- ・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号を記入してください。

（例：認定番号 16-027-0099-9999）

※支給停止は、休学期間に限り申し出ることができます。また、支給停止しないこともできます。

支給停止は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月の初日に支給停止申出書を受理した場合は、当該月分から停止となります。

（例：H29.2.1から休学し、H29年2月から支給停止をしようとする場合は、H29.2.1までに申出書を提出）

②支給再開申出書（旧制度：様式20（旧省令様式第4号）、新制度：様式24（省令様式第3号））

- ・支給停止をしている生徒が、復学した場合には、必ず収入状況届出書（旧制度の場合、加算支給届出書）を添付した、支給再開申出書を学校へ提出させ、申出書原本を府へ提出してください（収入状況届出書等は学校保管）。

ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、収入状況届出書等への添付を省略することができます。

- ・旧制度対象者、新制度対象者により、様式が異なりますので、注意してください。
- ・申出書の余白（氏名欄の上段右端）には、当該生徒の認定番号と支給停止期間を記入してください。（例：認定番号 15-027-0099-9999、支給停止期間：H28年1月～H29年1月）

※支給再開は、学校が申出書を受理した日の属する月の翌月から行うこととなります。ただし、月

の初日に支給再開申出書を受理した場合は、当該月分から再開となります。

(例：H29.1.20 から復学 (H29.1.19 まで休学) し、H29 年 2 月から支給再開をしようとする場合は、H29.2.1 までに申出書を提出)

【留意事項】

- 各締切り日の翌日に、システムのバッチ処理を行い、申請内容を審査した上で、府において承認処理を行います。承認処理が終了するまでは、申請取り消しを行わないでください。やむを得ず申請取り消しが必要となった場合は、システム担当者あて連絡してください。
- 認定申請と、その他の申請（消滅・停止・再開等）は同時に行うことはできません。

4 その他

■ 3月31日付け転退学者の処理について

- ・授業料支援補助金の実績報告・確定後に処理を行っていただき、4月14日（金）を締切りとして消滅等の処理を行います。

※システムの翌年度移行処理については、3月31日付け転退学者の消滅処理の完了後に行ってください。詳細については、改めてお知らせします。

■ 年度途中で税額更正された保護者等について

- ・**平成28年度市町村民税所得割額**が課されていない保護者等（親権者全員）について、年度途中の修正申告等により、課されることとなった場合は、随時、システムで変更登録いただいているところですが、奨学のための給付金の支給決定の内容に変更が生じる可能性がありますので、同給付金の申請有無に関わらず、該当生徒の氏名を、速やかに府奨学のための給付金担当あて電話にて連絡してください。

【担当】

大阪府教育庁私学課
(就学支援金担当)
小中高振興グループ 橋本・山角
(奨学のための給付金担当)
小中高振興グループ 山角
電話 06-6210-9274 内線 4856